

補助事業評価シート

番号	35	章	施策22	防災都市づくり
----	----	---	------	---------

補助事業名	建築物等耐震化支援事業	所管部課	都市計画部地域整備課	事業開始年度	16 年度
根拠法令(要綱)等	・新宿区既存木造住宅等耐震化助成事業助成金交付要綱 ・新宿区非木造住宅等の耐震化助成事業助成金交付要綱 ・新宿区新耐震基準マンション等の耐震化助成事業助成金交付要綱 ・新宿区ブロック塀等除却助成金交付要綱				
19年度決算額	35,373,573 円	補助対象団体(者)	助成対象建築物所有者等		
補助率	(項目によって補助率は異なります。)				
補助することで達成しようとしている区の目的	事業の推進により、建築物等の耐震化の促進による耐震性の向上だけでなく、区民等が自らの生命、財産を守るため、耐震改修の必要性に対する意識向上を図ります。さらに、「減災社会」を目指し、区民と区の協働により災害に強い都市づくりや、地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりなど、災害に強い人とまちをつくり安心して生活でき逃げないですむまちづくりを実現していきます。				
団体(者)に対する直接の助成目的	耐震診断及び耐震補強工事に係る費用の一部を補助することにより、区内住宅の耐震化を促進します。				
補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類	木造住宅の耐震調査・補強計画作成、非木造住宅の耐震診断・補強計画作成、ブロック塀除去工事 交付申請書、見積書、登記簿謄本等 木造住宅の耐震補強工事 交付申請書、見積書、登記簿謄本等、耐震調査報告書・補強計画書その他関係書類	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 木造住宅の耐震調査・補強計画作成、非木造住宅の耐震診断・補強計画作成、ブロック塀除去工事 完了実績報告書、耐震調査・計画報告書、領収書その他関係書類 木造住宅の耐震補強工事 完了実績報告書、工事写真、領収書その他関係書類		
審査の体制・考え方	(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 申請者から提出のあった交付申請書及び添付書類を区職員が審査します。特に、木造住宅の耐震補強工事については、区登録の診断員による耐震調査報告書及び補強計画書と見積書を比較し助成の目的に添っているかの審査を行います。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 申請者から提出のあった完了実績報告書及び添付図書を区職員が審査し、併せて現場検査を実施します。申請時に提出のあった補強計画書と工事写真を比較し、適正に工事が行われたものであるかを審査を行います。		
今後の課題	予備耐震診断及び耐震調査・補強計画を実施した件数に比べて耐震補強工事まで行う件数が少なく、耐震化の速度があがっていません。これは、建物全体の補強工事には多額の費用負担が伴うことや、引越しや荷物の移動等が、高齢者には負担が多いことなどが理由として考えられます。耐震化の必要性や事業の目的等を区民に理解していただくために、広報・ホームページの活用や講習会や相談会の開催などを実施するとともに、区民にとってより利用しやすい制度とするための検討を行っていく必要があります。				
補助金の評価	総合評価(A・B・C・D)とその理由 この補助金の総合評価はBです。 理由は、木造住宅の耐震調査・補強計画は計画通りの件数を実施することができ、また、耐震補強工事は予定の件数には届きませんでしたが、昨年度の2倍以上の件数を実施し、耐震化の促進に繋がりました。 区と補助対象者との役割分担 この補助金において、区は建築物の耐震化に要する費用の一部の助成を行い、補助申請者は建築物の耐震化により、震災に対する認識を広く持ってもらうとともに、災害に強い安全なまちづくりの形成を行うという役割を担います。 目標の設定 政策目的設定は、区政モニター等においても常に上位にランクする区民ニーズの高いものであり、適切であると考えます。 代替手段・効率性 この補助金は建築物の耐震化に要する費用の一部を助成することにより地域防災機能を強化するものであり、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われています。 目標の達成状況 木造住宅の耐震調査・補強計画は計画通りの件数を実施することができ、また、耐震補強工事は予定の件数には届きませんでしたが、昨年度の2倍以上の件数を実施しました。				
今後の改革方針	平成18年度に事業を拡充して開始しましたが、耐震補強工事の申込み件数は予定を下回りました。原因としては、耐震化補強工事に要する費用負担が大きいことや区民の耐震化に対する周知不足によるものであります。平成20年度には、耐震補強工事の助成対象建築物の拡大や耐震シェルターやベッド等の耐震化の推進を含めた事業の拡充を行うとともに、併せて新宿区耐震改修促進計画(平成20年3月策定)を踏まえた事業の推進を行い、区民の方への周知方法や募集方法等について改善し、区民に利用しやすい制度としていきます。従ってこの事業は、20年度以降も第一次実行計画事業「42 建築物等耐震化支援事業」に位置づけ、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりに向け、引続き取り組んでいきます。				